

地方における規制改革タスクフォース 説明資料

国土交通省都市局

平成30年4月6日

【 背 景 】

- 屋外広告業の登録制度は、条例違反を繰り返す業者（※）への指導の強化を行い、良質な屋外広告業者の育成を図ること等を目的に、平成16年の屋外広告物法の改正により創設。
（※）平成14年度の違反屋外広告物の除却件数は全国で約1,600万件
- 都道府県、指定都市及び中核市毎に、登録に関する条例の制定を可能としている。
- 現在、都道府県(47)、指定都市(20)及び中核市(48)の合計115団体において、屋外広告業登録に関する条例及び登録申請様式が定められている。
- 国土交通省では、登録の申請書の様式等の全国的な統一を図るため、登録申請様式等を作成し、平成16年12月に各地方公共団体あてに技術的助言として通知。

（参考）屋外広告物法

（屋外広告業の登録）

第9条 都道府県は、条例で定めるところにより、その区域内において屋外広告業を営もうとする者は都道府県知事の登録を受けなければならないものとするができる。

【 現 状 】

- 平成29年12月に全115団体について調査したところ、全ての地方公共団体において、国が示した様式をベースとして様式が作成されている。
- 一方、多くの地方公共団体において軽微な変更がなされ、全国的に様式の統一が図られていない。

国が示した様式から変更されている主な事項

- 国が示した様式から**削除**されている項目
 - ・ 申請者の生年月日（60団体）
 - ・ 業務主任者の氏名等の摘要欄（24団体）
- 国が示した様式から**追加**されている主な項目
 - ・ 収入証紙貼付欄（22団体）
 - ・ 業務主任者の資格欄（25団体）
 - ・ 受付・事務処理欄（13団体）

屋外広告業登録申請様式の現状等について

別記様式第一号（第二条関係）（A4）

（第一面）

○○県知事 様

年 月 日

 住所
 氏名 印
 〔法人にあっては主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋外広告業登録申請書

屋外広告業者の登録を受けたいので、屋外広告物条例第三十条第一項又は第三項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

| | | | |
|---|------------|---------------|---------------|
| 登録の種類 | 新規 更新 | ※登録番号 | ○○県屋外広告業登録第 号 |
| | | ※登録年月日 | 年 月 日 |
| フリガナ名 及び生年月日 〔法人にあっては商号 又は名称、代表者の 氏名及び生年月日〕 | 生年月日 年 月 日 | | |
| 住所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕 | 郵便番号（ - ） | 法人・個人の別 | 1 法人 2 個人 |
| | 電話番号（ ） - | | |
| 1 ○○県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地（郵便番号） | 電話番号 |

（第二面）

| | | | |
|--|--|------------|------|
| 2 業務主任者の氏名及び所属する営業所の名称 | 所属営業所名 | 氏 名 | 摘 要 |
| 3 法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者。以下同じ。）の職名及び氏名 | 職 名 | フリガナ氏 名 | |
| 4 未成年者である場合の法定代理人の氏名、商号又は名称及び住所 | フリガナ氏名及び生年月日 〔法人にあっては商号又は名称、代表者の氏名及び生年月日〕 | 生年月日 年 月 日 | |
| | 住所 〔法人にあっては主たる事務所の所在地〕 | 郵便番号（ - ） | |
| | 電話番号（ ） - | | |
| 5 法定代理人 が法人である場合のその役員の職名及び氏名 | 職 名 | フリガナ氏 名 | |
| 6 他の地方公共団体における登録番号 | 登録を受けた地方公共団体名 | 登録年月日 | 登録番号 |

備考

- ※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
- 「新規 更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものに丸印を付すこと。

 摘要欄の
 削除
 （24団体）

 業務主任者の
 資格欄を追記
 （25団体）

 収入証紙貼付
 欄の追記
 （22団体）


 生年月日の
 削除
 （60団体）

 受付・事務処
 理欄の追記
 （13団体）

【 今後の対応方針案 】

- 屋外広告業登録申請様式の統一を図ることは、屋外広告業者の負担軽減を図る観点から重要。

ただし、屋外広告規制及び屋外広告業登録の制度は自治事務であることから、国が示した様式の使用を強制することはできない。

- 
- 屋外広告業界が抱える登録申請様式の課題について、各地方公共団体に対して、本年4月10日に行われる全国主管課長会議において周知し、共有。
 - その上で、地方六団体の協力も得ながら、統一が可能と考えられる様式を検討。
 - 検討内容を取りまとめ、様式の改善等を行い、周知する。
(平成30年度上半期中目処)